

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－２４）
根 拠 条 項：第１０条の８の２第３項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 同第１０条の８の２第１項～第３項（クロスボウの保管の委託）
処 分 基 準： クロスボウ保管業者が、法第１０条の８の２第２項において準用する法第９条の７ 第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発 生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に 非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：